



平成 18年6月1日

各 位

会社名 株式会社コーエー

代表者名 代表取締役執行役員会長 CEO 伊従 勝

(コード番号 9654 東証第1部)

問合せ先 常務執行役員管理本部長 CFO 浅野 健二郎

(TEL 045-562-8111)

当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して ストックオプション(新株予約権)を発行する件

当社は、平成18年6月1日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び 従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 18年6月22日開催予定の当社第29回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしま したのでお知らせいたします。

記

1.株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する意欲や志気を高めること、また、優秀な人材の獲得・維持を目的として、新株予約権を特に有利な条件をもって割り当てるものであります。

- 2.新株予約権発行の要領
 - (1)本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権 (以下「本件新株予約権」という)についての金銭の払込みの要否 本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。
 - (2) 本件新株予約権の数の上限
 - 3,900個を上限とする。

なお、本件新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、 当社普通株式390,000株を上限とし、下記(3) により以下に定義する対象株式数が調整 された場合は、当該本件新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の 数を乗じた数とする。

(3) 本件新株予約権の内容

本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個につき目的である株式(以下「対象株式数」という)は、当社普通

株式100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の 算式により対象株式数を調整するものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

本件新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日より平成23年6月30日までとする。

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本件新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本件新株 予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に 各本件新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

本件新株予約権の行使時に払込みをすべき1株当たりの金額は、本件新株予約権の割当日の前日から遡って20日間(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本件新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、本件新株予約権の割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く)上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後調整前株式数株式数新規発行株式数×1株当たりの払込金額行使価額大使価額株式数時価既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

本件新株予約権の行使の条件

(ア)本件新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社又は当社の関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任 した場合、従業員の定年による退職、その他取締役会が特別に認める場合はこの 限りではない。

- (イ)新株予約権者がその在籍する当社又は当社の関係会社の就業規則に定める懲戒の 事由に該当したときには、新株予約権を行使することができない。
- (ウ)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(エ)の契約に定めるところによる。
- (エ)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で 締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

本件新株予約権の取得事由

- (ア)当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、又は新設分割計画が当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、本件新株予約権を無償で取得することができる。
- (イ)当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、本件新株予約権を無償で取得することができる。
- (ウ)当社は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本件新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本件新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本件新株予約権の一部を定める。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る) 吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を下記の条件にて交付するものとする。ただし、下記の条件に沿って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨の定めのある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

(ア)交付する再編対象会社の新株予約権

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が有する新株予約権の数と 同一の数を交付する。

- (イ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (ウ)各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(工)新株予約権を行使することのできる期間

上記 に定める新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使するこ とのできる期間の満了日までとする。

(オ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

(カ)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

- (キ)その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由 上記 及び に準じて決定する。
- (ク)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、これを切り捨てるものとする。

新株予約権証券

新株予約権証券は発行しない。

(注)上記の内容については、平成18年6月22日開催予定の当社第29回定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以上